

学校法人役員・評議員の構成と 報酬に関するアンケート調査結果

平成 26 年 4 月 調査

《 目 次 》

調査 1	回答法人の校種と学生・生徒数	1
調査 2	役員の平均年齢・人数・女性理事の人数	2
調査 3	役員の任期と再任回数の制限	5
調査 4	役員就任の年齢制限（役員定年制）の有無	7
調査 5	寄附行為における役員報酬に関する規定	8
調査 6	役員報酬の有無と金額	9
調査 7	非常勤理事の報酬と理事会開催日の日当の有無	13
調査 8	理事会開催日の日当・交通費支給の有無	14
調査 9	役員退任慰労金支給の有無、限度額の有無	16
調査 10	退任慰労金の算定方法・支給要件	22
調査 11	評議員の人数と女性評議員の人数	26
調査 12	評議員の任期と再任回数の制限	28
調査 13	評議員会開催日の日当・交通費の有無	29

■ 調査概要 ■

1 調査目的

学校法人の役員・評議員の構成と報酬に関する調査を行うことで、学校法人の適切な管理運営のための参考資料となることを目的とする。

2 調査対象

全国の学校法人（約 1,461 法人）を対象にアンケート用紙を送付し、そのうち 418 法人からご回答を得た（回収率 28.6%）。

- 大学法人……………200
- 短大法人……………37
- 高校法人……………166
- 中学法人……………1
- 幼稚園法人……………7
- 専門学校法人……………7

3 調査期日

平成 26 年 4 月～平成 26 年 5 月

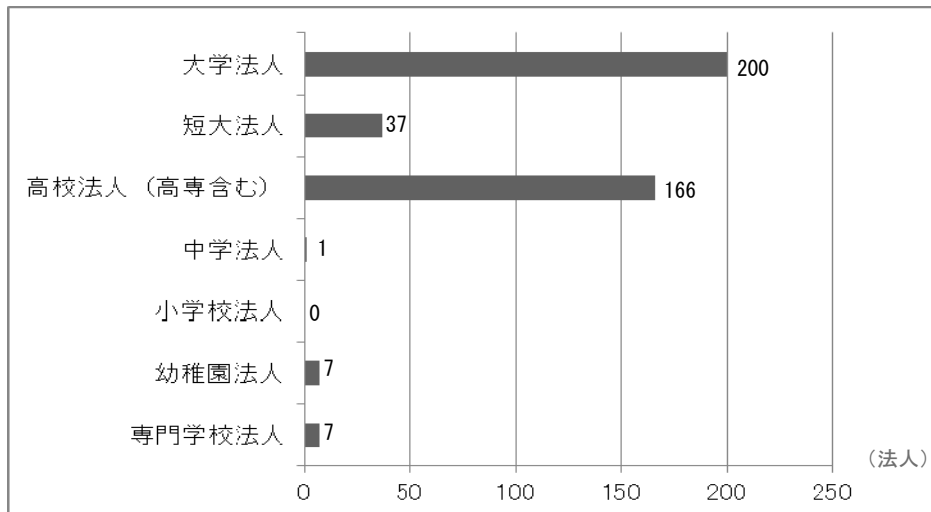
4 調査方法

調査項目を 13 設定し、基本的には数字の記入と選択肢の中から○印でご回答いただいた。なお、該当しない設問については、自由記述方法とした。

調査1 回答法人の校種と学生・生徒数

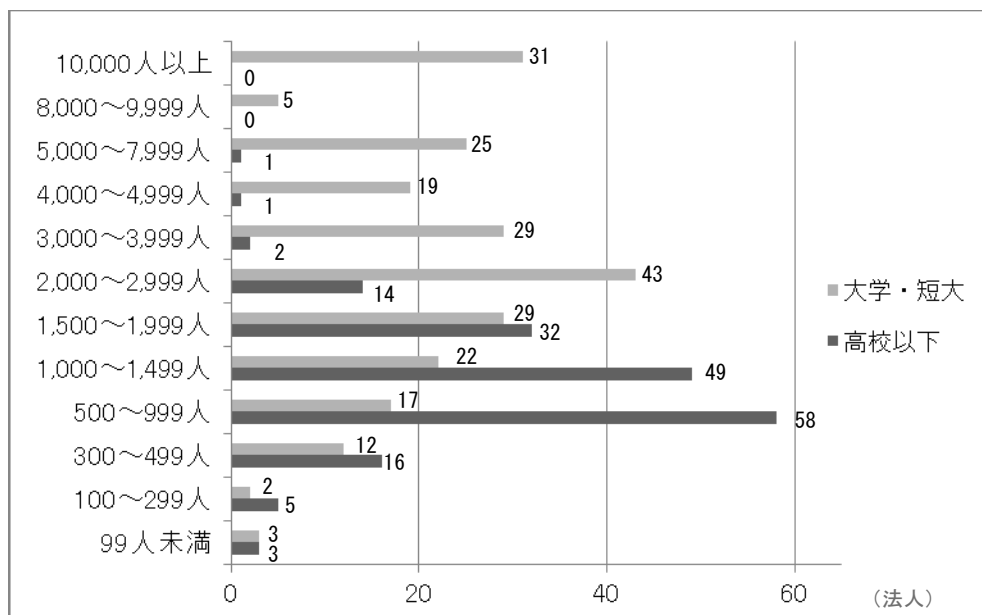
ア 校種（上位校）について

回答数：大学・短大 237／高校以下 181



イ 法人全体の学生・生徒数（※複数の設置校がある場合は合算）

回答数：大学・短大 237／高校以下 181



- 回答のあった学校法人の上位校は、全法人（418）中大学が最も多く 200 法人（47.8%）で、次に高校の 166 法人（39.7%）となっている。学生・生徒数は、大学・短大は 2,000～2,900 人が最も多く 43 法人（18.1%）で、高校以下は 500～999 人が最も多く 58 法人（32.0%）である。

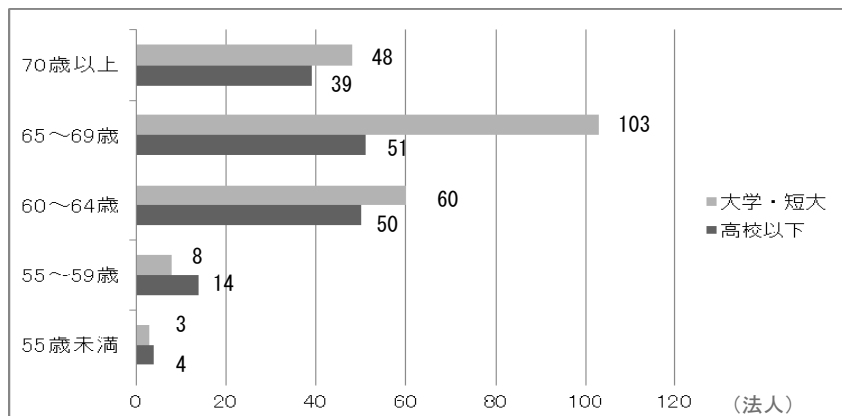
調査 2

役員の平均年齢・人数・女性理事の人数

ア 理事について

ア① 理事の平均年齢

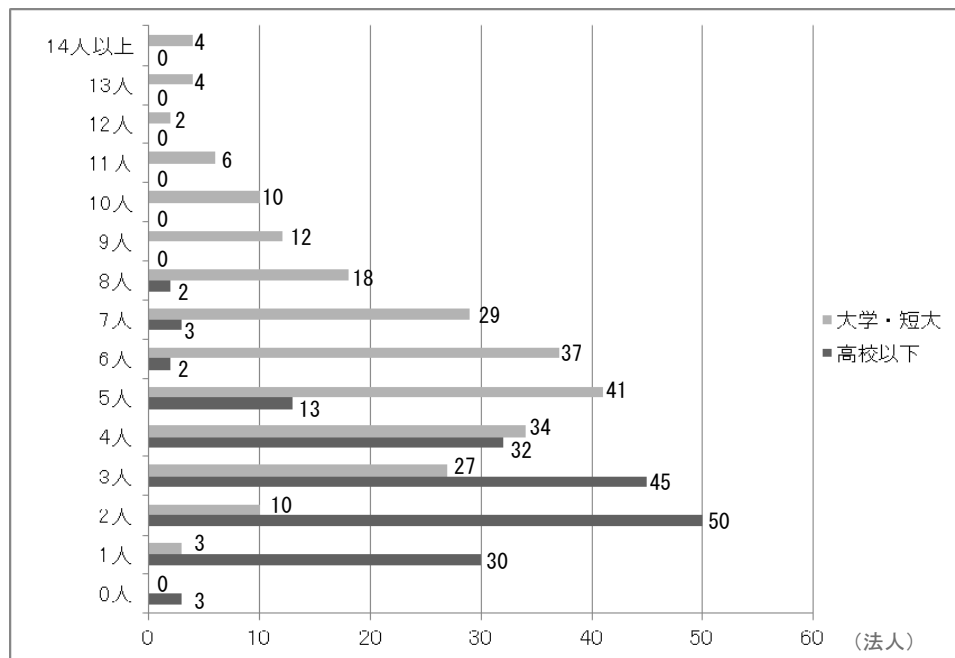
回答数：大学・短大 222（無回答 15）／高校以下 158（無回答 23）



- 理事の平均年齢は、65～69歳が最も多く、大学・短大は103法人(46.4%)、高校以下は51法人(32.3%)である。

ア② 常勤理事の人数

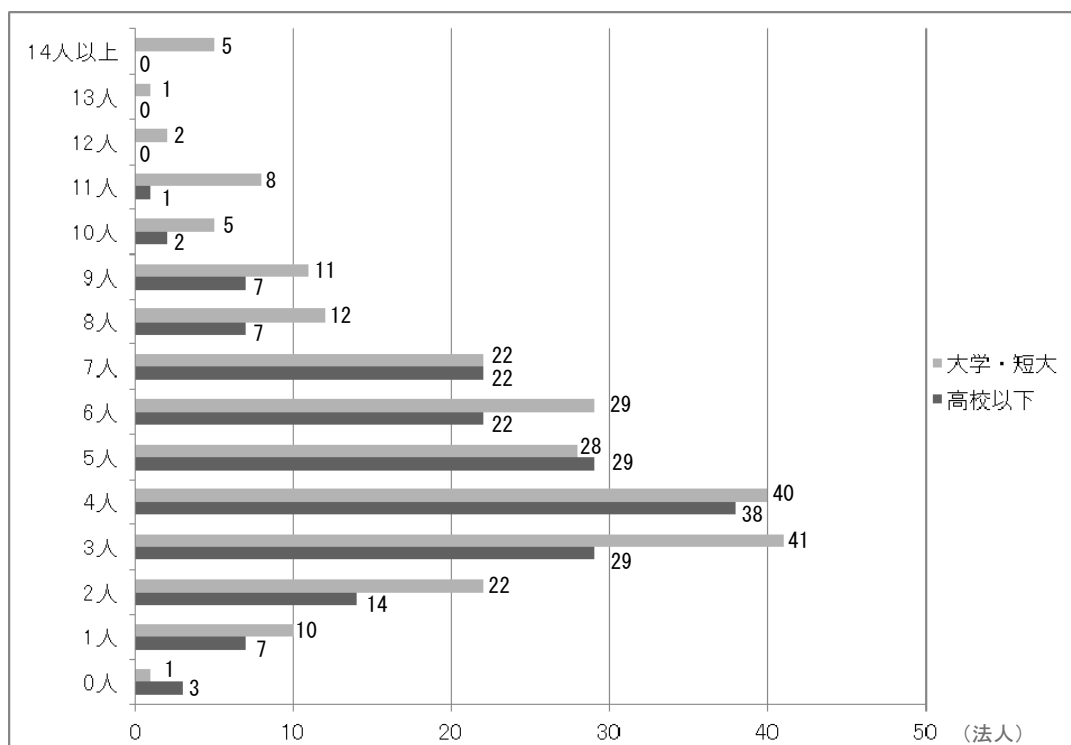
回答数：大学・短大 237／高校以下 180（無回答 1）



- 常勤理事の人数は、大学・短大は5人が最も多く41法人(17.3%)、高校以下は2人が最も多く50法人(27.8%)である。

ア-③ 非常勤理事の人数

回答数：大学・短大 237 / 高校以下 181



- 非常勤理事の人数は、大学・短大は3人が最も多く41法人（17.3%）、高校以下は4人が最も多く38法人（21.0%）である。

ア-④ 理事のうち女性人数

回答数：大学・短大 237 / 高校以下 181

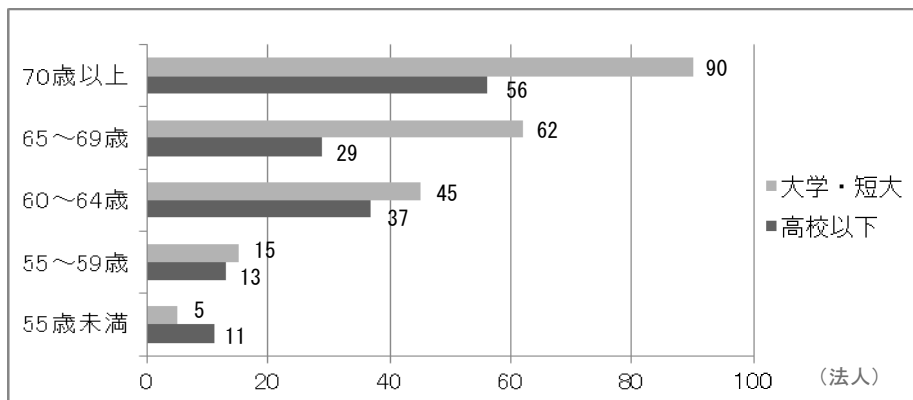
No	女性理事人数	大学・短大		高校以下	
		常勤	非常勤	常勤	非常勤
1	0人	143	154	115	108
2	1人	57	46	43	44
3	2人	23	21	13	16
4	3人	9	12	5	6
5	4人	5	0	2	1
6	5人	0	0	0	3
7	6人	0	2	0	0
8	7人	0	1	0	0
9	該当なし	0	1	3	3
	合計	237	237	181	181

- 理事のうち女性の人数は、常勤・非常勤とも「0人」という回答が最も多い。

イ 監事について

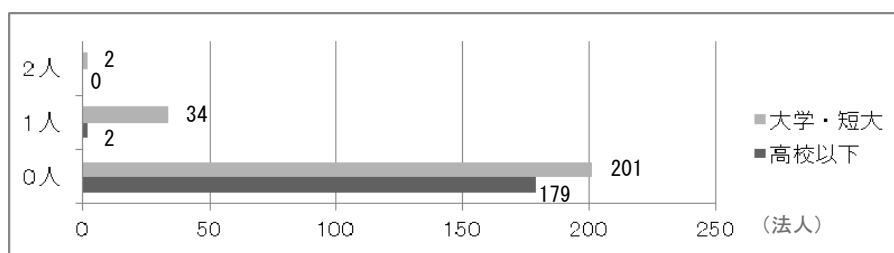
イ-① 監事の平均年齢

回答数：大学・短大 217（無回答 20）／高校以下 146（無回答 35）



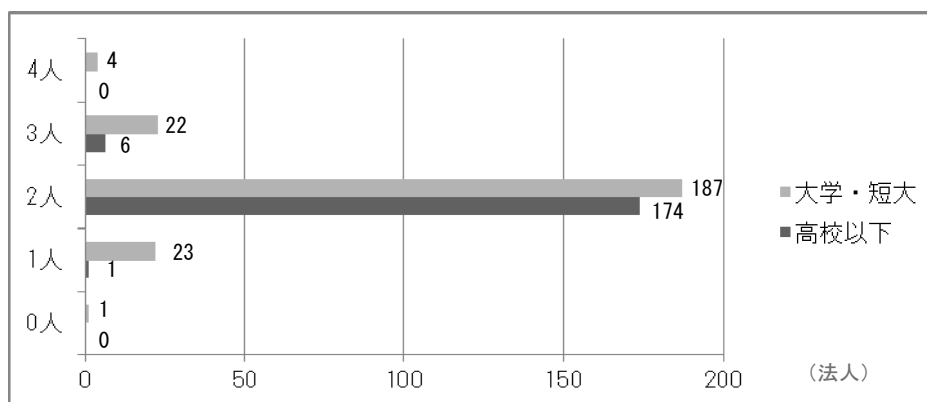
イ-② 常勤監事の人数

回答数：大学・短大 237／高校以下 181



イ-③ 非常勤監事の人数

回答数：大学・短大 237／高校以下 181



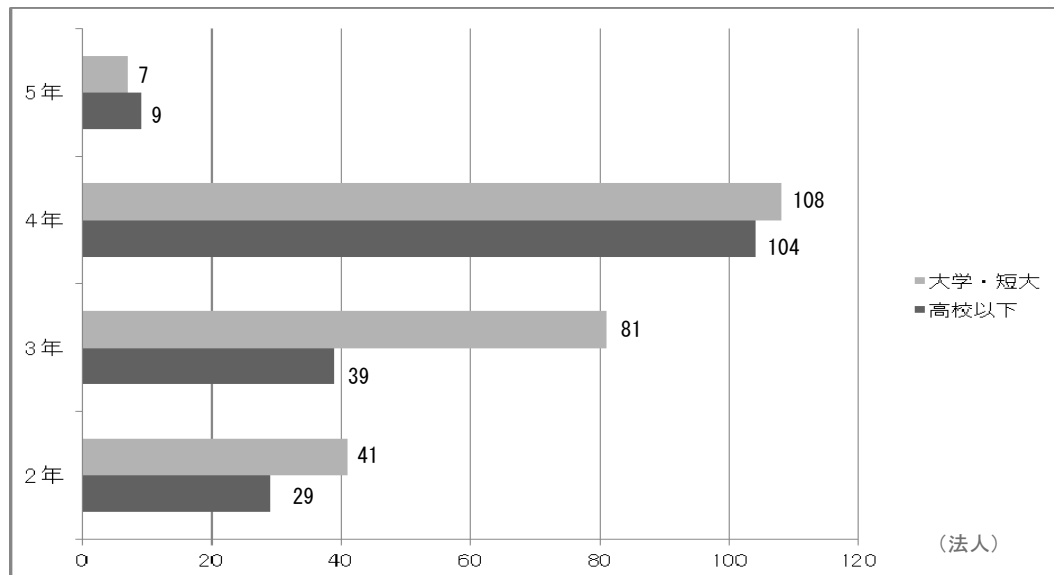
- 監事の平均年齢は、70歳以上が最も多く、大学・短大は90法人(41.5%)、高校以下は56法人(38.4%)である。
- 常勤監事については、設置していない法人が多く、高校以下はほとんどいない。
- 非常勤監事の人数は、私学法で定めている最低人数の2人が最も多く、大学・短大は187法人(78.9%)、高校以下は174法人(96.1%)となっている。

調査3 役員の任期と再任回数の制限

ア 理事について

ア-① 任期

回答数：大学・短大 237 / 高校以下 181



ア-② 再任回数の制限

	理事の再任回数の制限	大学・短大	高校以下
1	あり	7	2
2	なし	229	177
3	無回答	1	2
	合計	237	181

【1. 再任回数の制限あり】の内訳

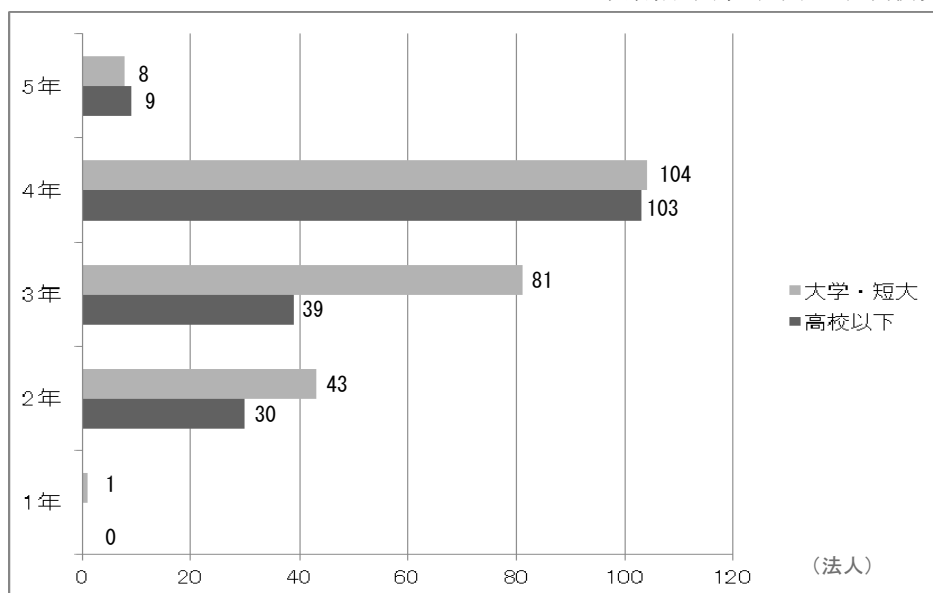
	回数制限	大学・短大	高校以下
A	1回	2	0
B	2回	4	1
C	3回	1	1
	合計	7	2

- 理事の任期は、4年が最も多く、大学・短大は108法人（45.6%）、高校以下は104法人（57.5%）である。
- 理事の再任回数の制限は、設けていない法人がほとんどで、制限があるのは大学・短大は7法人（3.0%）、高校以下は2法人（1.1%）だけである。そのうち制限回数は、2回までが最も多い。

イ 監事について

イ① 任期

回答数：大学・短大 237 / 高校以下 181



イ② 再任回数の制限

	監事の再任回数の制限	大学・短大	高校以下
1	あり	7	2
2	なし	229	177
3	無回答	1	2
	合計	237	181

【1. 再任回数の制限あり】の内訳

	回数制限	大学・短大	高校以下
A	1回	2	0
B	2回	4	1
C	3回	1	1
	合計	7	2

- 監事の任期は、4年が最も多く、大学・短大は104法人（43.9%）、高校以下は103法人（56.9%）である。
- 監事の再任回数の制限は、設けていない法人がほとんどで、制限があるのは大学・短大は7法人（3.0%）、高校以下は2法人（1.1%）だけである。そのうち制限回数は、2回までが最も多い。

調査 4

役員就任の年齢制限（役員定年制）の有無

ア 理事について

	理事の年齢制限	大学・短大	高校以下
1	あり	32	16
2	なし	205	165
	合 計	237	181

【1. 年齢制限あり】の内訳

	年齢制限	大学・短大	高校以下
A	65 歳	1	0
B	67 歳	1	0
C	70 歳	5	4
D	72 歳	2	0
E	73 歳	0	1
F	74 歳	1	0
G	75 歳	12	4
H	77 歳	1	1
I	78 歳	1	1
J	80 歳	8	5
	合 計	32	16

イ 監事について

	監事の年齢制限	大学・短大	高校以下
1	あり	23	13
2	なし	214	168
	合 計	237	181

【1. 年齢制限あり】の内訳

	年齢制限	大学・短大	高校以下
A	70 歳	2	3
B	75 歳	11	4
C	76 歳	1	0
D	77 歳	1	1
E	78 歳	1	1
F	80 歳	7	4
	合 計	23	13

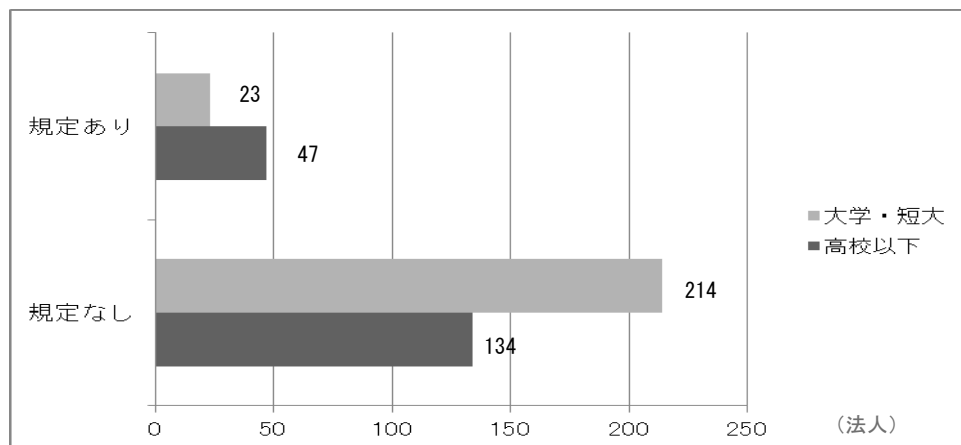
- 理事の年齢制限があるのは、大学・短大は 32 法人（13.5%）、高校以下は 16 法人（8.8%）である。そのうち制限している年齢は、大学・短大は 75 歳が最も多く 12 法人（37.5%）、高校以下は 80 歳が 5 法人（31.3%）で最も多い。
- 監事の年齢制限があるのは、大学・短大は 23 法人（9.7%）、高校以下は 13 法人（7.2%）で、理事よりも低くなっている。そのうち制限している年齢は、大学・短大は 75 歳が最も多く 11 法人（47.8%）、高校以下は 75 歳と 80 歳がいずれも 4 法人（30.8%）で最も多い。

調査 5

寄附行為における役員報酬に関する規定

ア 規定の有無について

回答数：大学・短大 237 / 高校以下 181



【規定あり】の内訳（複数回答）

No	規定の内容	大学・短大	高校以下
1	地位についてのみ支給せず(役員であるという理由だけで支給しない)	7	28
2	要した費用の支弁	5	14
3	常勤の理事のみ支給	4	14
4	常勤の教職員と兼務する者は支給しない	9	13
5	「支給することができる」の表記のみ	4	6
6	「報酬は支給しない」の表記のみ	3	8
7	理事会で定める	2	1
8	その他	2	3
	合計	36	87

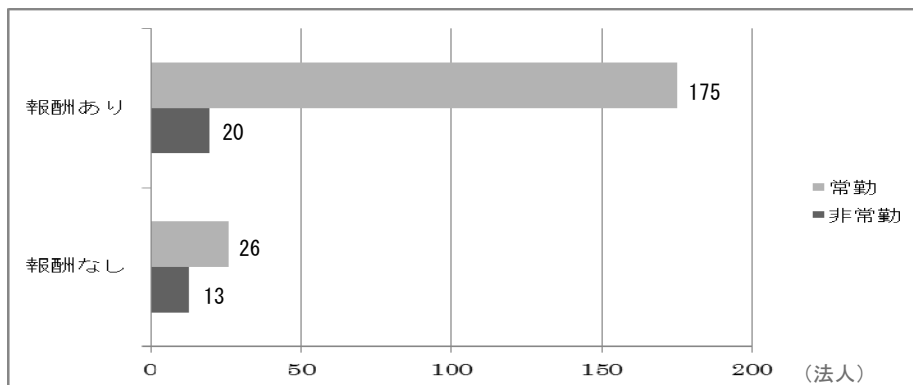
- 寄附行為に役員報酬の規定があるのは、大学・短大は 23 法人 (9.7%)、高校以下は 47 法人 (26.0%) である。
- 規定ありの場合の内訳は、大学・短大は「常勤の教職員と兼務する者は支給しない」が最も多く 9 法人 (25.0%)、高校以下は「地位についてのみ支給せず」が最も多く 28 法人 (32.2%) となっている。

調査6 役員報酬の有無と金額

ア 理事長について

ア-① (大学・短大)

回答数：234 (無回答3)



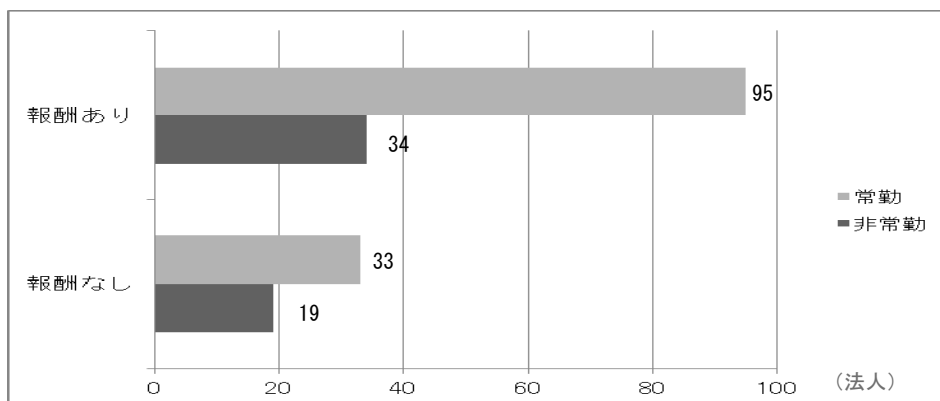
【報酬あり】の金額

No	報酬金額 (年額)	常勤	非常勤
1	～499,999 円	10	1
2	500,000～999,999 円	5	1
3	1,000,000～1,999,999 円	8	1
4	2,000,000～2,999,999 円	8	1
5	3,000,000～3,999,999 円	9	5
6	4,000,000～4,999,999 円	5	2
7	5,000,000～5,999,999 円	6	0
8	6,000,000～6,999,999 円	1	2
9	7,000,000～7,999,999 円	8	1
10	8,000,000～8,999,999 円	1	0
11	9,000,000～9,999,999 円	2	1
12	10,000,000～14,999,999 円	28	3
13	15,000,000～19,999,999 円	16	0
14	20,000,000～29,999,999 円	14	0
15	30,000,000 円以上	3	0
16	未記入	51	2
	合 計	175	20

- 大学・短大の理事長に対する役員報酬は、常勤・非常勤とも「報酬あり」のほうが多くなっている。
- 「報酬あり」の内訳は、常勤は「10,000,000～14,999,999 円」が最も多く 28 法人 (16.0%)、非常勤は「3,000,000～3,999,999 円」が最も多く 5 法人 (25.0%) となっている。

ア② (高校以下)

回答数：181



【報酬あり】の金額

No	報酬金額 (年額)	常勤	非常勤
1	～99,999 円	3	0
2	100,000～499,999 円	5	3
3	500,000～999,999 円	1	3
4	1,000,000～1,999,999 円	5	3
5	2,000,000～2,999,999 円	4	2
6	3,000,000～3,999,999 円	4	7
7	4,000,000～4,999,999 円	6	1
8	5,000,000～5,999,999 円	0	1
9	6,000,000～6,999,999 円	5	3
10	7,000,000～7,999,999 円	3	2
11	8,000,000～9,999,999 円	7	0
12	10,000,000～14,999,999 円	12	0
13	15,000,000～19,999,999 円	8	0
14	20,000,000 円以上	6	0
15	日額 10,000 円	0	1
16	年度毎に決定	1	0
17	未記入	25	8
	合 計	95	34

- 高校以下の理事長に対する役員報酬は、常勤・非常勤とも、「報酬あり」のほうが多くなっている。
- 「報酬あり」の内訳は、常勤は「10,000,000～14,999,999 円」が最も多く 12 法人 (12.6%)、非常勤は「3,000,000～3,999,999 円」が最も多く 7 法人 (20.6%) となっている。

イ 学長・校長、常勤理事、常勤監事について

	報酬の有無	学長・校長		職員と兼務の理事		左記以外の常勤理事		常勤監事	
		大学短大	高校以下	大学短大	高校以下	大学短大	高校以下	大学短大	高校以下
1	あり	113	57	100	48	91	27	37	1
2	なし	120	121	120	109	43	54	9	6
3	無回答	3	0	3	0	3	0	2	0
4	該当なし	1	3	14	24	100	100	189	174
	合計	237	181	237	181	237	181	237	181

	【報酬あり】の金額 (年額)	学長・校長		職員と兼務の理事		左記以外の常勤理事		常勤監事	
		大学短大	高校以下	大学短大	高校以下	大学短大	高校以下	大学短大	高校以下
A	～99,999円	2	1	2	4	2	0	3	0
B	100,000～199,999円	4	2	6	2	2	0	0	0
C	200,000～299,999円	8	3	7	2	5	1	1	0
D	300,000～399,999円	4	2	5	3	3	0	0	0
E	400,000～499,999円	2	1	3	1	3	0	0	0
F	500,000～599,999円	1	0	1	2	0	1	0	0
G	600,000～699,999円	7	3	9	1	4	1	1	0
H	700,000～799,999円	0	1	1	1	0	0	0	0
I	800,000～899,999円	2	0	4	0	0	0	0	0
J	900,000～999,999円	1	1	3	0	0	0	1	0
K	1,000,000～1,199,999円	1	0	2	1	1	0	0	0
L	1,200,000～1,499,999円	6	0	6	0	4	0	3	0
M	1,500,000～1,999,999円	6	0	3	0	1	2	1	0
N	2,000,000～2,499,999円	1	1	4	2	0	0	2	1
O	2,500,000～2,999,999円	2	0	1	0	0	0	1	0
P	3,000,000～3,999,999円	2	3	2	1	5	3	3	0
Q	4,000,000～4,999,999円	3	1	1	1	3	1	2	0
R	5,000,000～9,999,999円	5	12	2	8	11	7	7	0
S	10,000,000～14,999,999円	16	6	5	2	11	1	3	0
T	15,000,000円以上	7	2	2	0	5	1	0	0
U	未記入	33	3	31	16	29	9	9	0
V	その他	0	15	0	1	2	0	0	0
	合計	113	57	100	48	91	27	37	1

- 学長・校長、職員と兼務の理事に対する役員報酬は、「報酬なし」のほうが多い。
- 上記以外の常勤理事、常勤監事に対する役員報酬は、該当なしの法人を除き、大学・短大は「報酬あり」のほうが多く、高校以下は「報酬なし」のほうが多い。

ウ 非常勤理事、非常勤監事について

	報酬の有無	非常勤理事		非常勤監事	
		大学・短大	高校以下	大学・短大	高校以下
1	あり	153	71	159	71
2	なし	80	108	75	109
3	無回答	3	0	3	0
4	該当なし	1	2	0	1
	合 計	237	181	237	181

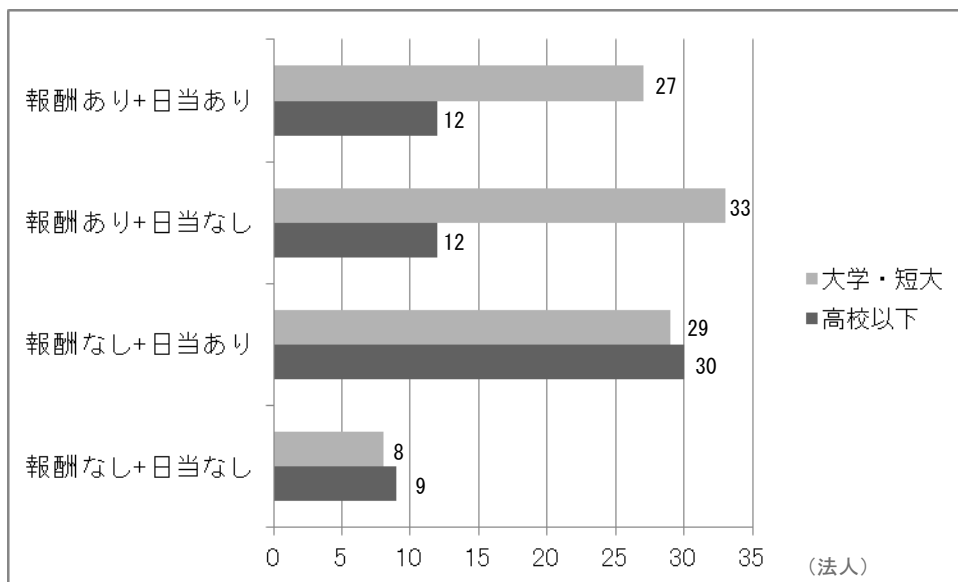
	【報酬あり】の金額 (年額)	非常勤理事		非常勤監事	
		大学・短大	高校以下	大学・短大	高校以下
A	～99,999 円	7	8	11	12
B	100,000～129,999 円	18	9	14	13
C	130,000～159,999 円	5	3	2	4
D	160,000～189,999 円	3	1	3	2
E	190,000～209,999 円	3	4	5	3
F	210,000～249,999 円	10	0	7	2
G	250,000～299,999 円	1	2	3	0
H	300,000～349,999 円	6	1	6	0
I	350,000～399,999 円	6	7	9	4
J	400,000～449,999 円	4	2	1	3
K	450,000～499,999 円	4	0	4	1
L	500,000～599,999 円	3	3	2	0
M	600,000～699,999 円	10	5	16	3
N	700,000～799,999 円	5	0	6	0
O	800,000～899,999 円	2	0	3	0
P	900,000～999,999 円	6	0	4	0
Q	1,000,000～1,199,999 円	2	0	1	0
R	1,200,000～1,499,999 円	7	0	10	0
S	1,500,000～1,999,999 円	2	1	2	1
T	2,000,000～2,499,999 円	3	0	6	0
U	2,500,000 円以上	6	2	3	0
V	未記入	39	21	39	21
W	その他	1	2	2	2
	合 計	153	71	159	71

- 非常勤理事、非常勤監事に対する役員報酬は、大学・短大は「報酬あり」のほうが多く、高校以下は「報酬なし」のほうが多い。

調査7

非常勤理事の報酬と理事会開催日の日当の有無

回答数：大学・短大 97 / 高校以下 63



- 非常勤理事の報酬（年間）と、理事会参加の日当（1回当たり）について、大学・短大は「報酬あり・日当なし」が最も多く33法人（34.0%）、高校以下は「報酬なし・日当あり」が最も多く30法人（47.6%）となっている（日当と交通費の区別のない法人については、日当にカウント）。

調査 8

理事会開催日の日当・交通費支給の有無

No	日当・交通費の有無	大学・短大	高校以下
1	日当あり・交通費あり	82	56
2	日当あり・交通費なし	25	28
3	日当なし・交通費あり	80	62
4	日当なし・交通費なし	42	35
5	無回答	8	0
	合 計	237	181

【1. 2. 日当あり】の金額

	理事会開催日の日当 (1 回当たり)	大学・短大	高校以下
A	～2,999 円	3	1
B	3,000～3,999 円	9	5
C	4,000～4,999 円	7	3
D	5,000～5,999 円	20	11
E	6,000～6,999 円	5	3
F	7,000～7,999 円	1	1
G	8,000～8,999 円	1	2
H	9,000～9,999 円	1	0
I	10,000～11,999 円	22	32
J	12,000～13,999 円	3	1
K	14,000～15,999 円	7	4
L	16,000～19,999 円	2	1
M	20,000～24,999 円	7	6
N	25,000～29,999 円	1	1
O	30,000～49,999 円	10	6
P	50,000 円以上	2	3
Q	年額 100,000 円	0	1
R	年額 150,000 円	1	0
S	その他	5	3
	合 計	107	84

- 理事会開催日の日当と交通費支給の有無について、大学・短大は「日当あり・交通費あり」が最も多く 82 法人 (34.6%)、高校以下は「日当なし・交通費あり」が最も多く 62 法人 (34.3%) となっている (常勤理事と非常勤理事で扱いの違う法人は、非常勤理事でカウント)。
- 日当金額は、「10,000～11,999 円」が最も多く、大学・短大は 22 法人 (20.6%)、高校以下は 32 法人 (38.1%) となっている。

【1. 3. 交通費あり】の金額

	理事会開催日の交通費(1回当たり)	大学・短大	高校以下
A	2,000円以下	2	0
B	2,000～2,999円	5	7
C	3,000～3,999円	10	10
D	4,000～4,999円	0	0
E	5,000～5,999円	13	21
F	6,000～6,999円	0	2
G	7,000～7,999円	0	1
H	8,000～8,999円	1	1
I	9,000～9,999円	0	0
J	10,000～11,999円	20	14
K	12,000～13,999円	2	0
L	14,000～15,999円	3	0
M	16,000～19,999円	0	0
N	20,000～24,999円	3	1
O	25,000～29,999円	0	0
P	30,000円以上	2	1
Q	年額10,000円	1	0
R	年額42,000円	1	0
S	実費	90	56
T	その他	9	4
	合 計	162	118

- 理事会開催日の交通費は、「実費」が最も多く、大学・短大は90法人（55.6%）、高校以下は56法人（47.5%）となっている。

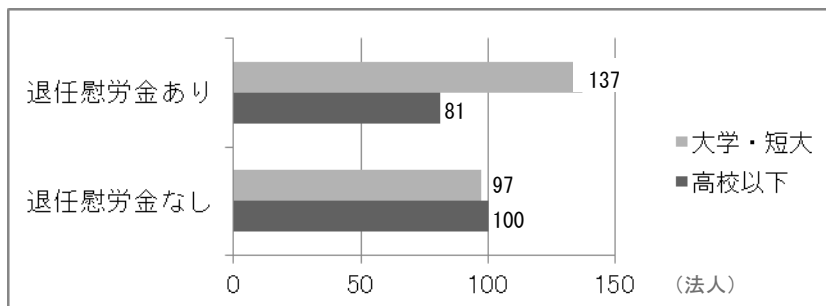
調査 9

役員退任慰労金支給の有無、限度額の有無

ア 理事長について

ア-① 退任慰労金の有無

回答数：大学・短大 234（無回答 3）／高校以下 181



ア-② 【退任慰労金支給あり】の限度額

大学・短大	
限度額なし（未記入含む）	121
限度額あり	16
合計	137

(限度額ありの内訳)

100,000円	1
400,000円	1
500,000円	2
3,000,000円	1
4,500,000円	1
5,000,000円	3
48,000,000円	1
1年につき1,250,000円	1
報酬額の60倍まで	2
100,000円 (在任期間に応じて5割増し)	1
具体的金額なし	2
計	16

高校以下	
限度額なし（未記入含む）	71
限度額あり	10
合計	81

(限度額ありの内訳)

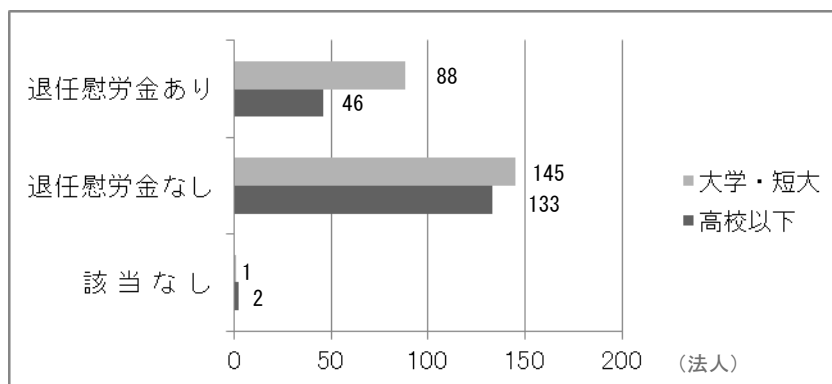
30,000円	1
60,000円	1
300,000円	3
500,000円	1
3,000,000円	1
年数×30,000円	1
年数×300,000円	1
報酬年額×5	1
計	10

- 理事長に対する退任慰労金（退職金）の有無について、大学・短大は「退任慰労金あり」のほうが多く137法人（58.5%）、高校以下は「退任慰労金なし」のほうが多く100法人（55.2%）となっている。
- 退任慰労金の限度額について、大学・短大は「限度額あり」が16法人（11.7%）で、その金額は「5,000,000円まで」が最も多い。高校以下は「限度額あり」が10法人（12.3%）で、その金額は「300,000円まで」が最も多い。

イ 学長・校長理事について

イ-① 退任慰労金の有無

回答数：大学・短大 234（無回答 3）／高校以下 181



イ-② 【退任慰労金支給あり】の限度額

大学・短大	
限度額なし（未記入含む）	80
限度額あり	8
合計	88

（限度額ありの内訳）

3,000,000円	1
5,000,000円	3
1年につき1,250,000円	1
退任時の（本俸+管理職手当）×（常勤理事の勤務月数÷12）	1
報酬額の60倍まで	1
具体的金額なし	1
計	8

高校以下	
限度額なし（未記入含む）	38
限度額あり	8
合計	46

（限度額ありの内訳）

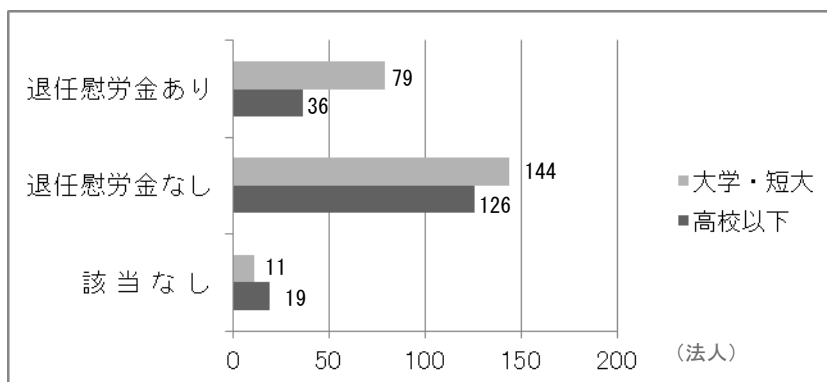
30,000円	1
100,000円	1
500,000円	1
3,000,000円	1
30,000,000円	1
年数×30,000円	1
300,000円（学長のみ）	1
具体的金額なし	1
計	8

- 学長・校長理事に対する退任慰労金（退職金）の有無について、「退任慰労金なし」のほうが多く、大学・短大は145法人（62.0%）、高校以下は133法人（73.5%）となっている。
- 退任慰労金の限度額について、大学・短大は「限度額あり」が8法人（9.1%）で、その金額は「5,000,000円まで」が最も多い。高校以下は「限度額あり」が8法人（17.4%）で、その金額は様々である。

ウ 職員と兼務の理事について

ウー① 退任慰労金の有無

回答数：大学・短大 234（無回答 3）／高校以下 181



ウー② 【退任慰労金支給あり】の限度額

大学・短大	
限度額なし（未記入含む）	74
限度額あり	5
合計	79

（限度額ありの内訳）

5,000,000円	3
退任時の（本俸+管理職手当）×（常勤理事の勤務月数÷12）	1
具体的金額なし	1
計	5

高校以下	
限度額なし（未記入含む）	31
限度額あり	5
合計	36

（限度額ありの内訳）

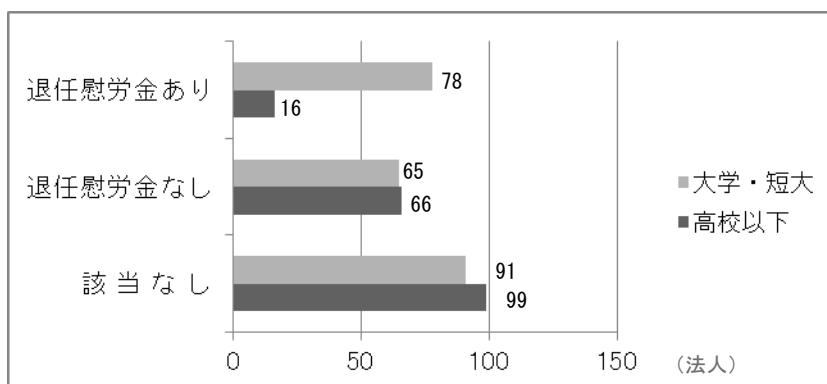
30,000円	1
500,000円	1
3,000,000円	1
年数×30,000円	1
年数×100,000円	1
計	5

- 職員と兼務の理事に対する退任慰労金（退職金）の有無について、「退任慰労金なし」のほうが多く、大学・短大は144法人（61.5%）、高校以下は126法人（69.6%）となっている。
- 退任慰労金の限度額について、大学・短大は「限度額あり」が5法人（6.3%）で、その金額は「5,000,000円まで」が最も多い。高校以下は「限度額あり」が5法人（13.9%）で、その金額は様々である。

エ 「ア～ウ」以外の常勤理事について

エー① 退任慰労金の有無

回答数：大学・短大 234（無回答 3）／高校以下 181



エー② 退任慰労金支給ありの限度額

大学・短大	
限度額なし（未記入含む）	69
限度額あり	9
合計	78

（限度額ありの内訳）

1,540,000円	1
5,000,000円	2
36,000,000円	1
1年につき750,000円	1
在任期間（年数）×退任時の職務手当（月額）×1.25	1
報酬額の60倍まで	1
具体的金額なし	2
計	9

高校以下	
限度額なし（未記入含む）	13
限度額あり	3
合計	16

（限度額ありの内訳）

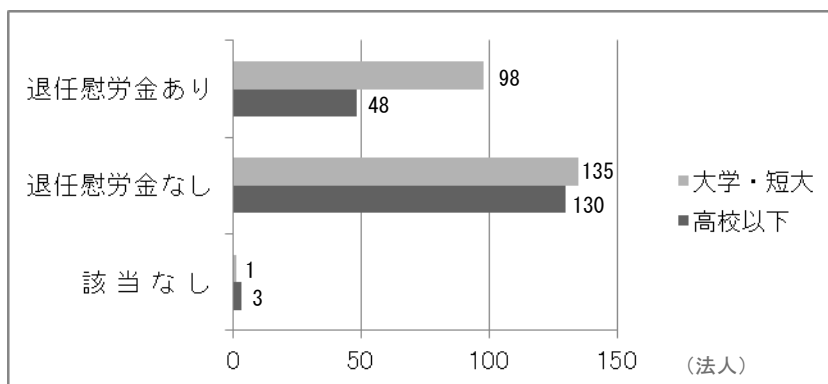
300,000円	1
500,000円	1
30,000,000円	1
計	3

- 理事長・学長、職員と兼務の理事以外の常勤理事に対する退任慰労金（退職金）の有無について、「該当なし」を除くと、大学・短大は「退任慰労金あり」のほうが多く78法人（33.3%）、高校以下は「退任慰労金なし」のほうが多く66法人（36.5%）となっている。
- 退任慰労金の限度額について、大学・短大は「限度額あり」が9法人（11.5%）で、その金額は「5,000,000円まで」が最も多い。高校以下は「限度額あり」が3法人（18.8%）で、その金額は様々である。

オ 非常勤理事について

オ-① 退任慰労金の有無

回答数：大学・短大 234（無回答 3）／高校以下 181



オ-② 退任慰労金支給ありの限度額

大学・短大	
限度額なし（未記入含む）	81
限度額あり	17
合計	98

（限度額ありの内訳）

50,000円	3
100,000円	3
300,000円	2
400,000円	1
500,000円	2
1,000,000円	1
5,000,000円	2
9,000,000円	1
在任期間（年数）×退任時の職務手当（月額）×1.25	1
報酬額の60倍まで	1
計	17

高校以下	
限度額なし（未記入含む）	37
限度額あり	11
合計	48

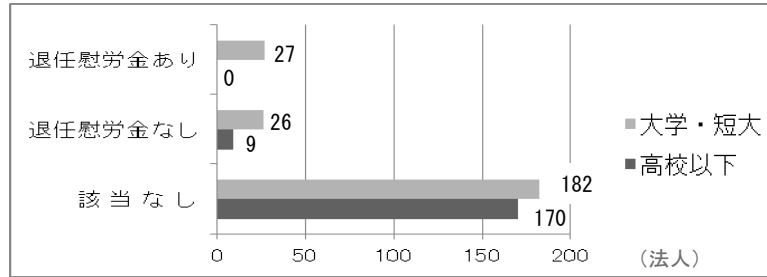
（限度額ありの内訳）

30,000円	1
60,000円	1
200,000円	1
300,000円	2
500,000円	2
年数×10,000円	1
年数×30,000円	1
年数×100,000円	1
50,000円に任期満了回数を乗じた金額	1
計	11

- 非常勤理事に対する退任慰労金（退職金）の有無について、「退任慰労金なし」のほうが多く、大学・短大は135法人（57.7%）、高校以下は130法人（71.8%）となっている。
- 退任慰労金の限度額について、大学・短大は「限度額あり」が17法人（17.3%）で、その金額は「100,000円まで」と「50,000円まで」が多い。高校以下は「限度額あり」が11法人（22.9%）で、その金額「300,000円まで」と「500,000円まで」が多い。

カ 常勤監事について

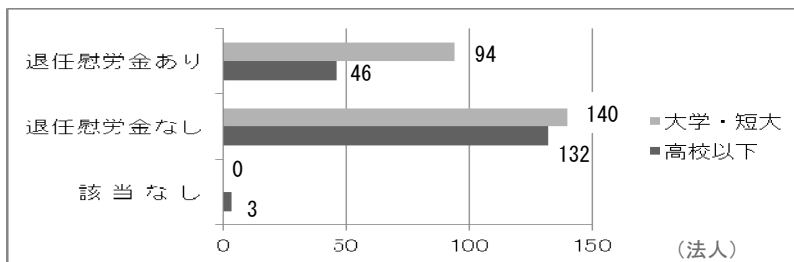
カー① 退任慰労金の有無 回答数：大学・短大 235（無回答 2）／高校以下 179（無回答 2）



カー② 退任慰労金支給ありのうち限度額ありの回答は、0 法人。

キ 非常勤監事について

キー① 退任慰労金の有無 回答数：大学・短大 234（無回答 3）／高校以下 181



キー② 退任慰労金支給ありの限度額

大学・短大	
限度額なし（未記入含む）	78
限度額あり	16
合計	94

（限度額ありの内訳）

20,000 円	1
50,000 円	2
100,000 円	3
300,000 円	3
500,000 円	2
1,000,000 円	1
5,000,000 円	1
9,000,000 円	1
報酬額の 60 倍まで	1
在任期間（年数）×退任時の 職務手当（月額）×1.25	1
計	16

高校以下	
限度額なし（未記入含む）	36
限度額あり	10
合計	46

（限度額ありの内訳）

30,000 円	1
60,000 円	1
200,000 円	1
300,000 円	2
500,000 円	2
年数×10,000 円	1
年数×30,000 円	1
年数×100,000 円	1
計	10

- 常勤監事については、設置していない法人が多いため、「該当なし」が多くなっている。
- 非常勤監事については、「退任慰労金なし」のほうが多く、大学・短大は 140 法人（59.8%）、高校以下は 132 法人（72.9%）となっている。

ア「退任慰労金あり」の場合の具体的な算定方法（全法人）

A. 定額

(回答数：12)

1期 100,000円	3
1期につき、300,000円	1
1期につき、理事 400,000円、監事 300,000円を年割計算により算出する。1年未満切り捨て。	1
1～10年未満 20,000円、10～20年未満 30,000円、20～30年未満 40,000円	1
1～5年 100,000円、6～10年 200,000円、11年以上 300,000円	1
2年未満 10,000円、2～6年 20,000円、6年以上 30,000円	1
理事：在任期間 10年以内 100,000円／10年超え 200,000円、監事：10年以内 50,000円／10年超 100,000円	1
具体的金額なし	3

B. 定額×在任年数

(回答数：56)

1年につき 5,000円	1
1年につき 10,000円	5
1年につき 20,000円	4
1年につき 25,000円	2
1年につき 30,000円	2
1年につき 50,000円	5
1年につき 100,000円	4
1年につき 150,000円	3
1年につき 250,000円	2
1年につき 300,000円	1
その他	8
具体的金額なし	19

C. 報酬月額×在任年数×係数

(回答数：41)

係数 0.2	1
係数 0.25	3
係数 0.5	2
係数 1.1	1
係数 1.25	1
係数 1.32	1
係数 2.0	3
係数 2.5	1
係数 3.0	1
係数 6.0	1
係数 理事長 2.0、理事 0.6、監事 0.5	1

係数 理事長 2.0、専務理事 1.5、常勤理事 1.0	1
係数 理事長 3.0、常務理事 2.5 等	1
係数 1年 0.6～最高 45年 60	1
係数 1～10年：1.1、11年以上：1.2	1
係数 1～4年：100/100、5～8年：125/100、9～12年：150/100、13～16年：175/100、17年以上：200/100	1
係数 1～4年：125/100、5年～8年：150/100、9～12年：175/100、13年以上：一律 200/100	1
500,000×在任年数×0.5	1
(常勤 600,000 円、非常勤 50,000 万円) ×在任年数×0.7～1.3	1
具体的金額・係数なし	17

D. 定額×在任月数 (回答数：3)

E. 報酬月額×在月年数×係数 (回答数：16)

係数 0.08	1
係数 0.11	1
係数 0.5	3
係数 0.65	1
係数 1.5	1
係数 常任理事長 2.0、それ以外 1.5	1
係数 常勤役員：3.0	1
具体的金額・係数なし	7

F. 報酬年額×在任年数×係数 (回答数：4)

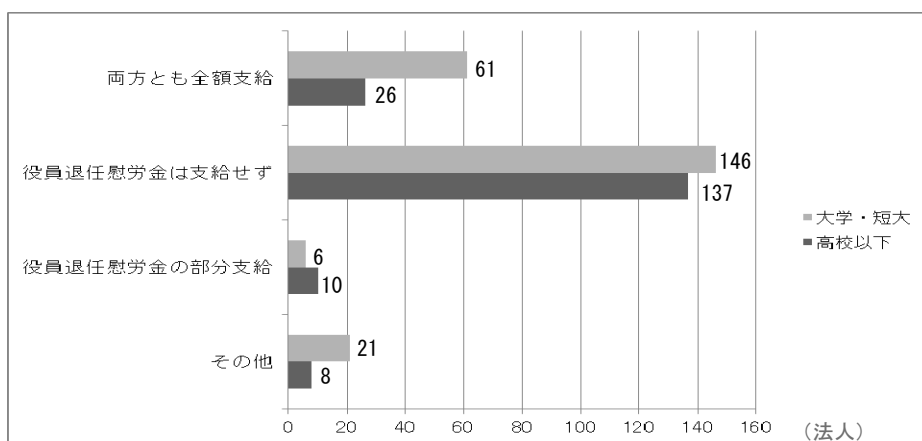
G. 報酬月額×係数 (回答数：9)

H. 基準・規定に準じて支給 (回答数：17)

I. 理事会、理事長による決定 (回答数：31)

イ 校長・学長理事と職員兼務理事に対する役員退任慰労金と教職員退職金の支給について

回答数：大学・短大 234（無回答 3）／高校以下 181



【役員退任慰労金の部分支給】の詳細（全法人）

回答数：3（無回答 13）

- ・在任1年につき10,000円
- ・在任1年につき30,000円
- ・常勤役員の在任期間が継続10年以上の場合。在任期間中の功労が特に顕著な時。

【その他】の詳細（全法人）

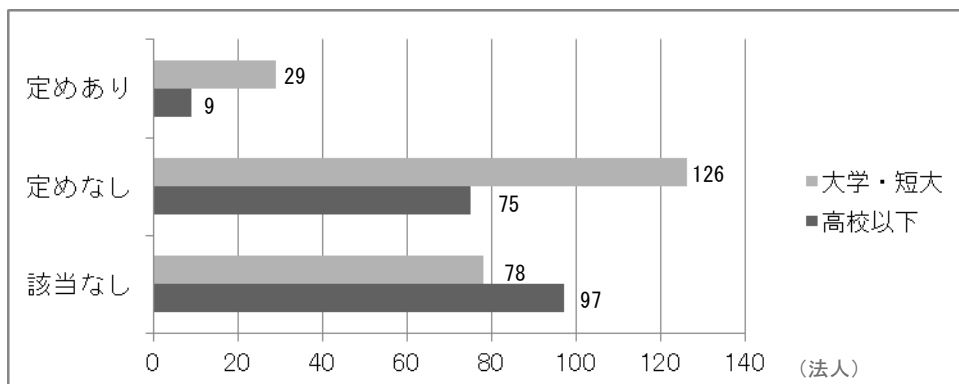
回答数：22（無回答 7）

功績に応じて理事会で決定	12
職員の退職慰労金を準用	2
役員退職金のみ支給	2
校長・学長のみ両方とも支給	4
教職員退職時に退職金を支給。その後の常務理事勤務に応じて退職金を支給。	1
学長と兼務：職員としての退職時の基本給に支給率（理事長在任期間を除く）を乗じた金額と、職員としての退職時の基本給の30/100に理事長在任月数を乗じた金額の合算額。職員と兼務：職員としての退職時の基本給に支給率（理事長在任期間を含む）を乗じた金額と、理事手当月額に在任年数を乗じた金額の合算額	1

- 学長・校長と職員兼務理事に対する職員としての退職金と役員退任慰労金の支給状況について、「役員退任慰労金は支給せず」が最も多く、大学・短大は146法人（62.4%）、高校以下は137法人（75.7%）である。

ウ 役員退任慰労金の減給及び支給停止条項の有無について

回答数：大学・短大 233（無回答 4）／高校以下 181



【定めあり】の詳細（全法人）

回答数：28（無回答 10）

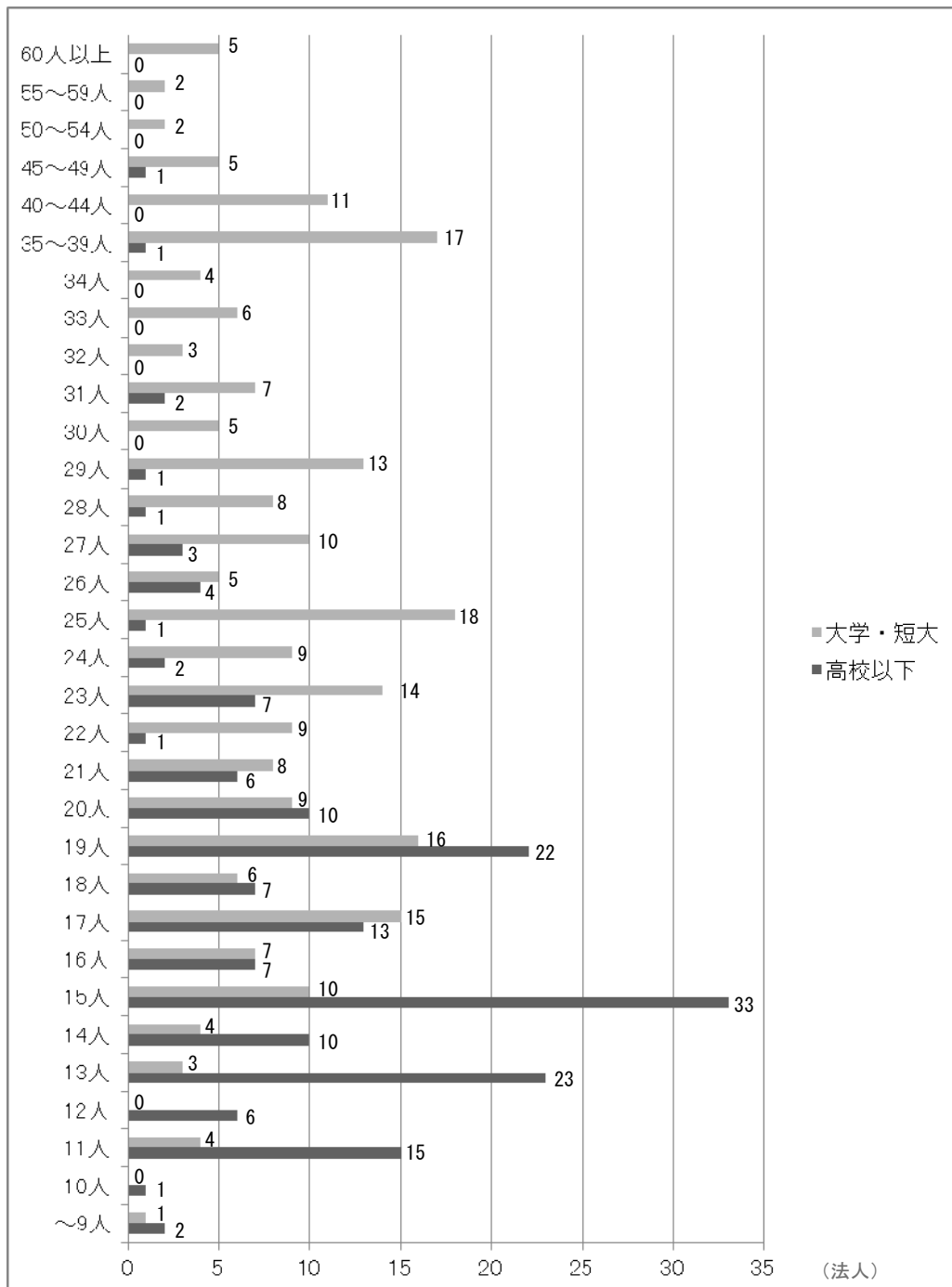
財務状況により増減することができる	6
懲戒禁固以上、役員遵守事項に違反する場合	6
学園に重大な損害を与えた場合	8
理事会の決定により増減することができる	2
解任された場合	6

- 役員退任慰労金の減給及び支給停止条項の有無について、「該当なし」を除くと「定めなし」のほうが多く、定めがあるのは大学・短大は29法人（12.4%）、高校以下は9法人（5.0%）である。
- 「定めあり」の詳細については、「学園に重大な損害を与えた場合」が最も多く8法人（28.6%）となっている。

調査 1 1

評議員の人数と女性評議員の人数

ア 評議員の人数について 回答数：大学・短大 236（無回答 1）／高校以下 179（無回答 2）



イ 評議員のうち女性人数

No	女性評議員人数	大学・短大	高校以下
1	0人	27	27
2	1人	19	23
3	2人	26	22
4	3人	26	26
5	4人	21	15
6	5人	23	16
7	6人	13	14
8	7人	18	15
9	8人	15	6
10	9人	16	1
11	10人	5	7
12	11人	5	2
13	12人	3	4
14	13人	3	1
15	14人	0	0
16	15人	4	0
17	16人	2	0
18	17人	3	0
19	18人	1	0
20	19人	1	0
21	24人	1	0
22	無回答	5	2
	合計	237	181

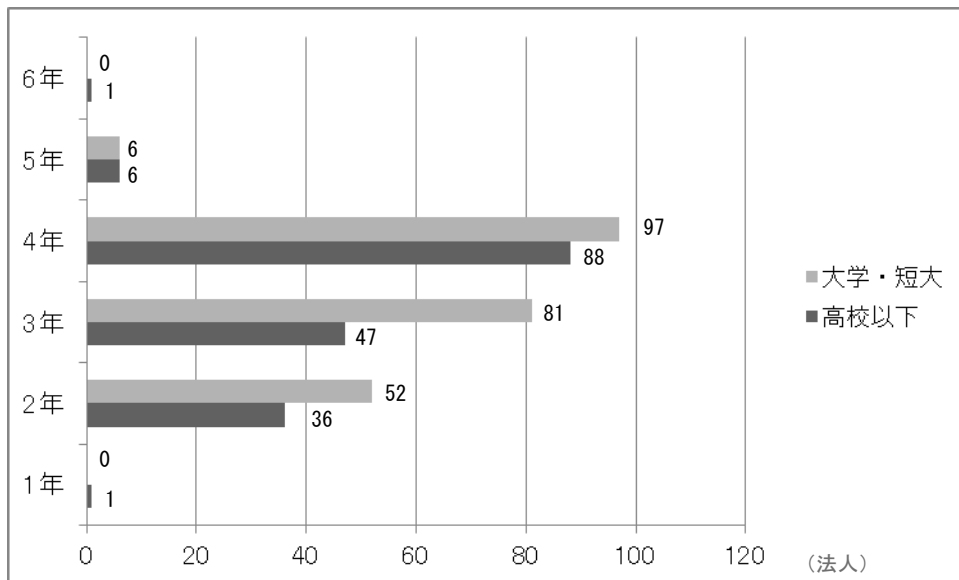
- 評議員の人数について、大学・短大は「25人」が最も多く18法人（7.6%）、高校以下は「15人」が最も多く33法人（18.4%）となっている。
- 評議員のうち女性の人数は、大学・短大、高校以下とも「0人」という回答が最も多い。

調査 1 2

評議員の任期と再任回数の制限

ア 任期

回答数：大学・短大 236（無回答 1）／高校以下 179（無回答 2）



イ 再任回数の制限

	評議員の再任回数の制限	大学・短大	高校以下
1	あり	6	2
2	なし	227	176
3	無回答	4	3
	合 計	237	181

【1. 再任回数の制限あり】の内訳

	回数制限	大学・短大	高校以下
A	1回	1	0
B	2回	4	1
C	4回	0	1
D	8回	1	0
	合 計	6	2

- 評議員の任期について、「4年」が最も多く、大学・短大は97法人（41.1%）、高校以下は88法人（49.2%）となっている。
- 評議員の再任回数の制限は、設けていない法人がほとんどで、制限があるのは大学・短大は6法人（2.5%）、高校以下は2法人（1.1%）だけである。そのうち制限回数は、2回までが最も多い。

調査 1 3

評議員会開催日の日当・交通費の有無

No	日当・交通費の有無	大学・短大	高校以下
1	日当あり・交通費あり	90	56
2	日当あり・交通費なし	41	27
3	日当なし・交通費あり	71	61
4	日当なし・交通費なし	30	35
5	無回答	5	2
	合 計	237	181

【1. 2. 日当あり】の金額

	評議員会開催日の日当 (1回あたり)	大学・短大	高校以下
A	～2,999 円	1	1
B	3,000～3,999 円	13	5
C	4,000～4,999 円	5	3
D	5,000～5,999 円	32	11
E	6,000～6,999 円	4	3
F	7,000～7,999 円	2	1
G	8,000～8,999 円	4	2
H	9,000～9,999 円	0	0
I	10,000～11,999 円	29	32
J	12,000～13,999 円	4	1
K	14,000～15,999 円	5	4
L	16,000～19,999 円	2	1
M	20,000～24,999 円	11	6
N	25,000～29,999 円	0	1
O	30,000～49,999 円	4	6
P	50,000 円以上	0	2
Q	年額 50,000～99,999 円	2	0
R	年額 100,000～499,999 円	3	1
S	年額 500,000 円以上	2	0
T	その他	8	3
	合 計	131	83

- 評議員会開催日の日当と交通費支給の有無について、大学・短大は「日当あり・交通費あり」が最も多く 90 法人 (38.0%)、高校以下は「日当なし・交通費あり」が最も多く 61 法人 (33.7%) となっている。
- 日当金額は、大学・短大は「5,000～5,999 円」が最も多く 32 法人 (24.4%)、高校以下は「10,000～11,999 円」が最も多く 32 法人 (38.6%) となっている。

【1. 3. 交通費あり】の金額

	理事会開催日の交通費 (1回あたり)	大学・短大	高校以下
A	2,000 円以下	1	0
B	2,000～2,999 円	7	7
C	3,000～3,999 円	12	10
D	4,000～4,999 円	1	0
E	5,000～5,999 円	20	19
F	6,000～6,999 円	0	2
G	7,000～7,999 円	0	1
H	8,000～8,999 円	1	1
I	9,000～9,999 円	0	0
J	10,000～11,999 円	19	14
K	12,000～13,999 円	1	0
L	14,000～15,999 円	4	0
M	16,000～19,999 円	0	0
N	20,000～24,999 円	2	1
O	25,000～29,999 円	0	0
P	30,000 円以上	0	1
Q	年額 10,000 円	1	0
R	年額 30,000 円	1	0
S	実費	83	56
T	その他	8	5
	合 計	161	117

- 評議員会開催日の交通費は、「実費」が最も多く、大学・短大は 83 法人 (51.6%)、高校以下は 56 法人 (47.9%) となっている。



発行日 平成 26 年 9 月 1 日

発行所 公益社団法人 私学経営研究会

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島 1 丁目 21 番 33 号 俵ビル 3 階

TEL : (06) 6321-2666 FAX : (06) 6321-3207

E-mail : skk@sikeiken.or.jp URL : <http://sikeiken.or.jp/>

本誌の全部又は一部を無断で複写複製（コピー）することは、著作権法上での例外を除き、禁じられています。落丁・乱丁はおとりかえいたします。